

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年7月20日付けで行った一時扶助決定処分（令和5年6月分の移送費（医療扶助）を計上するもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

紛失か未配達の為、原処分の内容が不明である。処分内容の通知を求めているが、いまだに知らされず、再発行にも応じてくれない状況である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月 9日	諮問
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 医療扶助

法11条1項は、保護の種類として、4号に医療扶助を掲げる。

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、6号に移送を掲げる。

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4・4は、移送費は「移送に必要な最小限度の額」としている。

(3) 移送の給付

ア 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・9・(1)は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

運営要領第3・9・(2)は、給付の範囲として、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（同・ア）を挙げ、受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであることとしている。

イ 運営要領第3・9・(3)・イは、被保護者から移送の給付について申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するなど、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象と

なる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとしている。

なお、移送の際に利用する交通機関については、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定することとし、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであることとしている。

同・ウは、移送の給付は、原則として事前の申請が必要であるが、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととしている。

ウ 運営要領第3・9・(4)は、移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とし、当該料金の算定に当たっては、領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととしている。

## 2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) ○○福祉事務所は、請求人が従前から、複数の医療機関に毎月複数回通院していたことから、担当職員が各主治医に、請求人が通院すべき適切な日数（以下「各月の適切通院日数」という。）を確認した上で、給付の対象となる医療機関、各月の適切通院日数、経路及び利用する交通機関（以下「給付対象医療機関等」という。）を決定し、当該決定内容を請求人にあらかじめ周知していたことが認められる。

そして、処分庁は、当該決定内容に基づき、本件申請のうち、給付対象医療機関等と異なることにより生じた交通費については、給付の対象としなかったことが認められる（別紙参照）。

このように、給付対象医療機関等に限って給付の対象としたことは、医療扶助の移送の給付に関して定めた運営要領第3・9（上記1・(3)・ア及びイ）に沿うものである。

(2) また、○○福祉事務所は、各病院の通院日数合計が一定日数（交通機関により17日ないし19日）以上の場合は定期代の支給とし、

当該日数を下回る場合は乗車券代の支給とすること、いずれの場合も領収書又は定期券若しくはＩＣカード利用履歴の写しの提示がなければ、当該費用の支給は認めないとしている。

運営要領が、移送に要する費用は、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費であり、当該料金の算定に当たっては領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととされていることからすれば（上記１・(3)・ウ）、処分庁が、本件申請のうち、請求人から領収書の提示があった経路及び日数に係る通院交通費を医療移送費として支給することとしたことに、不合理な点は認められない。

- (3) ところで、上記(1)及び(2)を前提に、審査会において令和５年６月分の医療移送費として支給すべき通院交通費の額を算出すると、３５,５１０円（本件処分における支給額３４,８５０円に、〇〇病院の通院に係る通院交通費６６０円（以下「本件未支給額」という。）を加えた額）となり、本件未支給額を医療移送費として支給しなかった点において本件処分には誤りがあったといえる。

しかし、処分庁は、令和５年９月２６日付けで追加処分を行い、本件未支給額（６６０円）を医療移送費として支給していることが認められる。そうすると、追加処分により、処分庁が同年６月分の医療移送費として支給すべき通院交通費は、実質的に全て支給されたことになり、請求人は本件処分の取消しによっても具体的・客観的に回復可能な利益を有しないといえる。

したがって、本件処分の取消しを求める本件審査請求は理由がない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり主張する。しかし、本件処分に係る通知は請求人住所へ送達されており、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記２のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分を取り消す理由とすることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)  
大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)